

山口県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(対象施設等)

第3条 山口県内に存在する、令和7年3月31日時点で、厚生労働省告示第59号（平成20年3月5日）に定める、別表1に掲げるベースアップ評価料の届出をしている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

(対象となる取組)

第4条 補助対象となる取組は、別表2に掲げるものとする。

2 前項の取組は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組を対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の額は、県予算の範囲内で別表2に掲げる取組に係る費用の合計額を、別表3に定める額を上限額として交付する。ただし、取組に係る費用が上限額を下回る場合は、取組に係る費用を交付するものとする。また、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定に基づき、様式第1号による申請書に、別紙様式1を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定によらず、申請時点において、既に実施した取組に係る補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に別紙様式2を添えて、知事に提出しなければならない。

3 申請は、申請受付期間中1回限りとする。

4 規則第3条第1項の知事が定める期日は、令和7年12月1日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の器械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。

ただし、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合に（納税の義務が生じない場合を含む）、様式第 3 号により速やかに知事に報告することを条件に、消費税及び地方消費税に相当する金額を補助対象経費に含めることができる。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付等)

第8条 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、第6条第2項による交付申請があった場合は、精算払とする。

- 2 知事は、第6条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に通知するものとする。なお、同条第2項による交付申請があったときは、併せて交付額の確定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 第6条第1項の規定により交付申請を行った者は、規則第11条に基づき、様式第2号に別紙様式3を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、事業が完了した日から31日を経過した日又は令和8年3月31日のどちらか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合には、交付額の確定を行い、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた者が規則第14条各号及び次の各号に該当するときは、補

助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、知事が定めた期限までに交付を受けた補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

(1) 第 7 条の条件に違反した場合。

(2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設の要件に該当しないことが明らかとなった場合。

(3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けことが明らかとなった場合。

(報告及び検査)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(関係書類の整備)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、規則第 17 条の規定に基づき、補助金の交付の対象である事務又は事業の遂行の状況及び当該事務又は事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 6 日から施行する。

別表 1

区分	I 施設種別	II 届出事項（以下のいずれかに該当すること）
1	病院・有床診療所	O100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） O102 入院ベースアップ評価料（医科） P102 入院ベースアップ評価料（歯科） 訪問看護ベースアップ評価料（I）
2	無床診療所・訪問看護ステーション	O100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） 訪問看護ベースアップ評価料（I）

別表 2

区分	取組種別（以下のいずれか（複数可）に該当すること）
1	I C T機器等の導入による業務効率化 （例）タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
2	タスクシフト／シェアによる業務効率化 （例）医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
3	給付金を活用した更なる賃上げ （例）処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 ※ベースアップ評価料による賃上げ分は除く。

別表 3

区分	I 施設種別	II 補助上限額
1	病院・有床診療所	許可病床数×4万円
2	無床診療所・訪問看護ステーション	1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は区分2として取り扱う。